

令和3年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領

令和2年10月

国土交通省

**水管理・国土保全局
国土技術政策総合研究所**

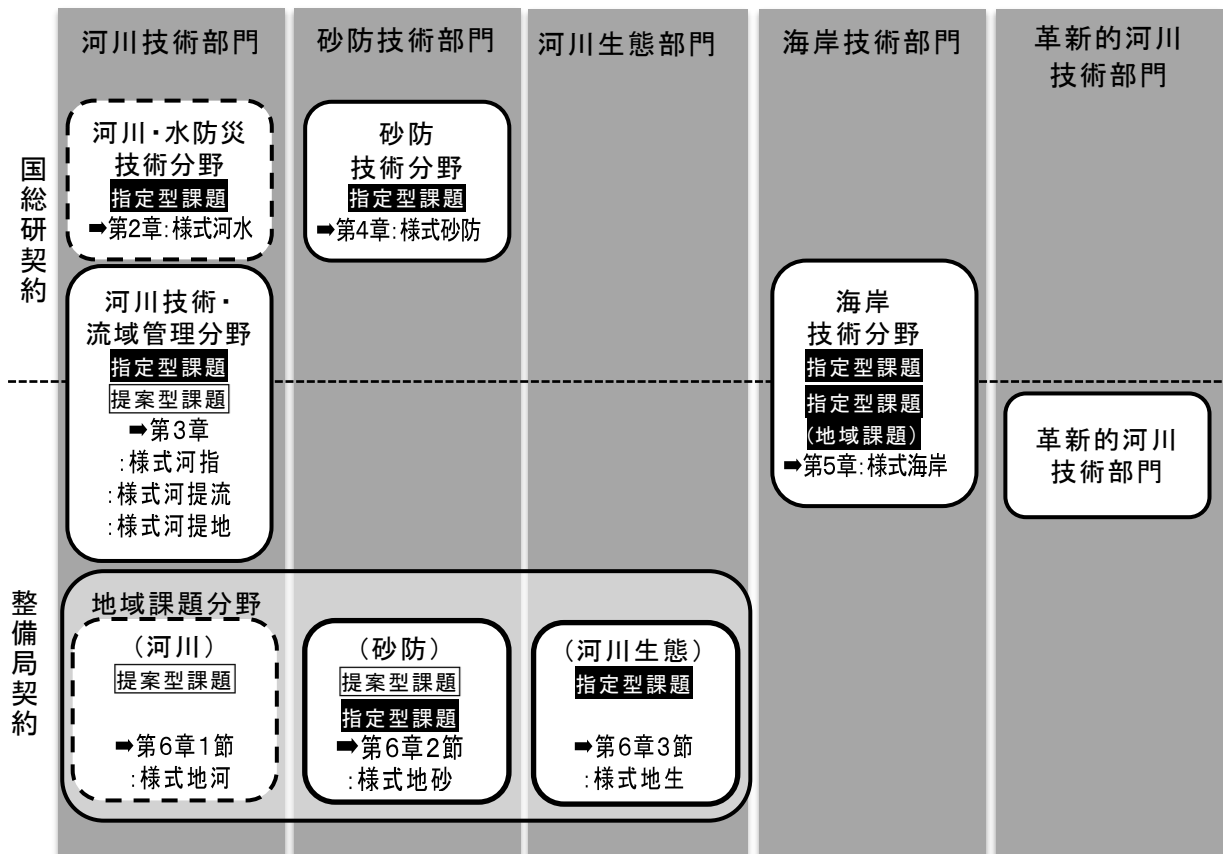
河川砂防技術研究開発公募について

水管理及び国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として創設。

本要領では、以下の6つの部門・分野のうち、革新的河川技術部門を除く5分野について公募を行います。

- ・ 河川・水防災技術分野（継続課題のみ公募）
- ・ 河川技術・流域管理分野（令和2年度より河川・水防災技術分野、地域課題分野（河川）および流域計画・流域管理課題分野を統合。指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募）
- ・ 砂防技術分野（継続課題のみ公募）
- ・ 海岸技術分野
- ・ 地域課題分野（河川（継続課題のみ公募）、砂防、河川生態）
- ・ 革新的河川技術部門

河川砂防技術研究開発公募



〔 〕 平成31年度以前に採択済の継続課題を対象に公募を実施。

研究テーマは、国土交通省に設置した有識者会議における審査を経て採択し、また各研究テーマの成果概要および評価結果は、中間・事後評価後に HP で公表。

制度の詳細、過去の研究テーマ等については下記 HP を参照。

国土交通省 河川砂防技術研究開発公募

<<http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>>

応募〆切：令和 2 年 11 月 30 日（月）【必着】

<応募書類提出先>	
共通部分：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省水管理・国土保全局	
河川・水防災技術分野	河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp
河川技術・流域管理分野	河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp
砂防技術分野	砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp
海岸技術分野	海岸室河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp
地域課題分野	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川(H29、H30、H31 採択課題) <ul style="list-style-type: none"> 河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp ➤ 砂防 <ul style="list-style-type: none"> 砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募 担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp ➤ 河川生態 <ul style="list-style-type: none"> 河川環境課 河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係 ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

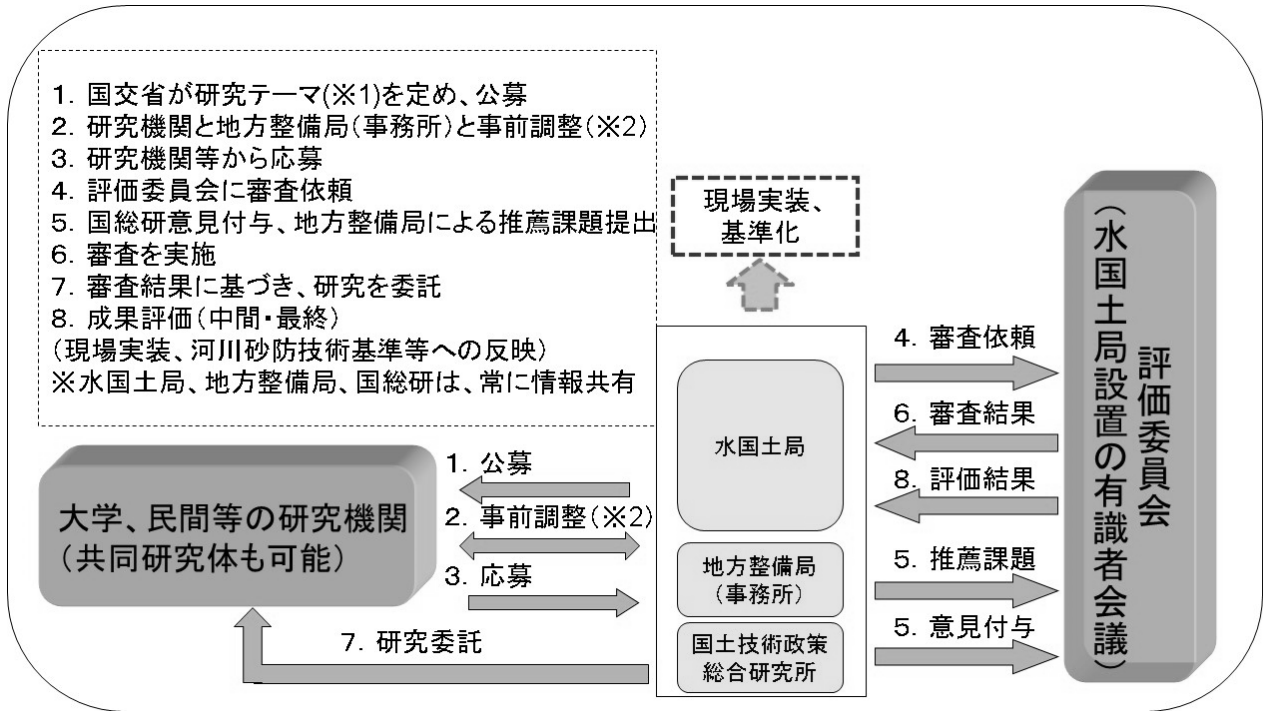
制度全般に関する問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

※個別の分野に関する問い合わせ先は、「1.11 問い合わせ先」P1-9に記載。

河川砂防技術研究開発公募のスキーム



※1 指定型課題のみ ※2 河川技術・流域管理分野の提案型課題のみ

■ 河川・水防災技術分野： 最長3年で合計3,000万円まで →第2章を参照

河川・水防災技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

指定型
課題

近年の新規公募課題

「新技術を活用した中小河川の堤防・河道点検又は分析・評価技術の開発」【一般研究】(H31年度)

令和2年度以降、新規課題の公募は行っていません。

平成31年度以前に採択済の継続課題を対象に公募を行います。

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

■ 河川技術・流域管理分野：

→第3章を参照

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題（地域課題）の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。

- ・ 指定型課題： 2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

指定型課題

近年の新規公募課題

「堤防や河岸の侵食による被災リスクの評価技術の開発
～河道形状の設計手法や河道変化予測の高度化～」(R2年度)
継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

指定型
課題

R3年度新規公募課題

「越水に対する河川堤防の強化構造の検討に資する評価技術の開発」

〈課題の説明〉

本公募は、新たな強化工法の提案を求めるものではなく、表1（実施要領第3章P3-2）に例示している越水に対する河川堤防の強化にあたって「考慮が必要な視点」に関する再現計算モデル等の研究開発を行い、構造計算への利用を目的としている。また、研究計画立案の参考のため、下記にテーマ例を示す。考慮が必要となる視点やテーマ例については、必要に応じて適宜、選択や追加をして構わない。ただし、追加にあたっては、具体的に想定するメカニズムを示すこと。応募にあたっては、以下に留意すること。

- ・ 検討対象の強化構造については、堤防被覆型もしくは一部自立型のどちらか一方の研究計画でも構わない。また、検討対象のテーマを絞った研究計画でも構わない。なお、採択は堤防被覆型と一部自立型のそれぞれを考えているが、研究計画の内容や網羅性等について考慮して審査を行い決定する。
- ・ 経年的な変化により、堤防の沈下、資材等の劣化・目地の開き等、構造物と周辺の土との隙間の拡大等が生じた場合においても、越水に対して効果を発揮することが期待される。こうした河川堤防の形状や資材の変化等を考慮に入れた検討も実施すること。
- ・ これまでに津波の越流による海岸堤防の被災メカニズム解明を目的とした研究がなされ、越流水の法尻の洗掘や越流水の作用力等に関する計算モデルも提案されていることから、これらの成果との違いを明らかにして実施すること。例えば、過去の本公募にも「津波来襲時の海岸堤防の被災メカニズム解明のための数値解析技術の開発」がある。

(https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kaigankadai/theme_past.html)

- ・ 提案型課題（流域課題）：2年で600万円まで、各年度300万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

提案型課題（流域課題）

国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水・物質循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画、下水道をはじめとする幅広い分野の研究者等と河川管理者が共同して技術研究開発を行うものとし

提案型
課題

ます。
なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。

〈流域管理と地域計画の連携方策に関わる課題例〉

- ・ 流域治水の推進に向けたまちづくりや土地利用等の活用方策
- ・ 水災害リスク情報のまちづくり等への活用促進方策
- ・ 河川と下水道の連携による既成市街地の水害被害軽減方策
- ・ まちづくりにおける水害被害軽減に寄与する日常的な水辺空間の活用方策
- ・ 津波の河川遡上や低頻度発生する大規模な水害等による流域におけるリスク評価と都市計画

への反映方策 等
<p>・提案型課題（地域課題）：2年で400万円まで、各年度200万円を上限*、50歳未満の研究代表者を対象</p> <p>※提案型課題（地域課題）の1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。</p> <p>提案型課題（地域課題）</p> <p>国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的とする。</p> <p>なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。</p> <p>＜河川管理上の技術的な課題例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発 ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発 ・河川環境の向上に関する技術研究開発 ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発 ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発 ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

提案型
課題

■ 砂防技術分野：	→第4章を参照
<p>砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的とする。</p>	
指定型 課題	
<p>近年の新規公募課題</p> <p>「土砂災害における空振りの少ない警戒避難情報の開発に関する研究」【一般研究】（H31年度）継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。</p>	
<p>R3年度新規公募課題</p> <p>令和3年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。</p>	

■ 海岸技術分野：	→第5章を参照
<p>海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的とする。</p>	
<p>・指定型課題：2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象</p>	
<p>指定型課題</p>	
指定型 課題	
<p>近年の新規公募課題</p> <p>「砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術研究開発」【一般研究】（H31年度）</p>	
<p>R3年度新規公募課題</p> <p>「順応的な砂浜管理を行うための海岸地形変化の計算手法の高度化に関する研究開発」</p> <p>＜課題の説明＞</p> <p>実務に使われている海岸地形変化の計算手法には、以下の課題があり、それらを漂砂量係数等の調整により対応している現在の計算手法では海岸地形の将来予測の精度に一定の限界がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊砂の影響など粒径の効果が十分に考慮されていない ・海岸保全施設等による局所的な地形変化の評価方法が未確立 ・沖合方向の土砂の損失量の評価方法が未確立 <p>上述の課題を解決し、海岸地形の予測精度を向上させることで、より効果的な養浜や海岸保全施設の整備や気候変動による外力の変化に応じた将来予測が可能となるように、既存モ</p>	

デルの組合せや改良等を通じた海岸地形変化の計算手法の高度化に関する研究開発を行う。

なお、本研究では、実務への適用を念頭に、数 km に及ぶ砂浜海岸において、気候変動による海岸への供給土砂量の変化を境界条件として仮定し、30 年～50 年先の海岸地形変化の予測を行う手法を対象としている。

・ 指定型課題(地域課題)：最長 2 年間、合計 600 万円以内、各年度 300 万円を上限、50 歳未満の研究代表者を対象

指定型課題(地域課題)

近年の新規公募課題

「大規模な土砂移動を考慮した海浜変形予測技術の開発」【一般研究】(R2 年度)
継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

指定型
課題

R3 年度新規公募課題

令和 3 年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

■ 地域課題分野 (①河川)

→第 6 章 1 節を参照

①河川

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的とする。

＜河川管理上の技術的な課題例＞

- ・ 河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・ 水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・ 河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・ 総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・ 健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・ 河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

令和 2 年度以降、新規課題の公募は行っていません。

平成 31 年度以前に採択済の継続課題を対象に公募を行います。

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

提案型
課題

■ 地域課題分野 (②砂防) 一般型は原則 3 年以内、合計 500 万円まで

F S スタートは原則 1 年以内、合計 300 万円まで

(以後継続の場合は原則 2 年以内、合計 1,700 万円まで)

→第 6 章 2 節を参照

②砂防

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的とする。

一般研究のみの 1 段階で行う提案型課題のもの(以下、一般型という)と、F S 研究(フィージビリティスタディ研究)と一般研究の 2 段階で行う指定型課題のもの(以下、F S スタートという)の 2 種類がある。

なお、平成 31 年度以前に採択している地域課題は一般型に属するものとする。

＜砂防関係事業等の技術的な課題例(一般型)＞

- ・ 砂防関係工事に関する技術研究開発
- ・ 土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・ 生態系・景観など溪流環境の向上に関する技術研究開発
- ・ 総合的な土砂管理に関する技術研究開発 等

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

提案型
課題

近年の新規公募課題(F S スタート)

「生産土砂量の定量評価手法の高度化に関する研究開発」(R2 年度)

「斜面・溪岸からの土砂供給が山地河川の土砂動態に及ぼす影響評価手法の研究開発」
(R2 年度)

指定型
課題

R3 年度新規公募課題（FSスタート）

令和3年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

■ 地域課題分野（③河川生態） FS研究は原則1年以内、年間500万円まで
一般研究は原則5年以内（この5年にはFS研究は含みません）、

令和2年度以降にFS研究から一般研究（新規）へ移行した課題 年間1,500万円まで
平成31年度以前にFS研究から一般研究（新規）へ移行した課題 年間1,000万円まで

→第6章3節を参照

③河川生態

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的とする。

研究段階はFS研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれる。

指定型
課題

近年の新規公募課題

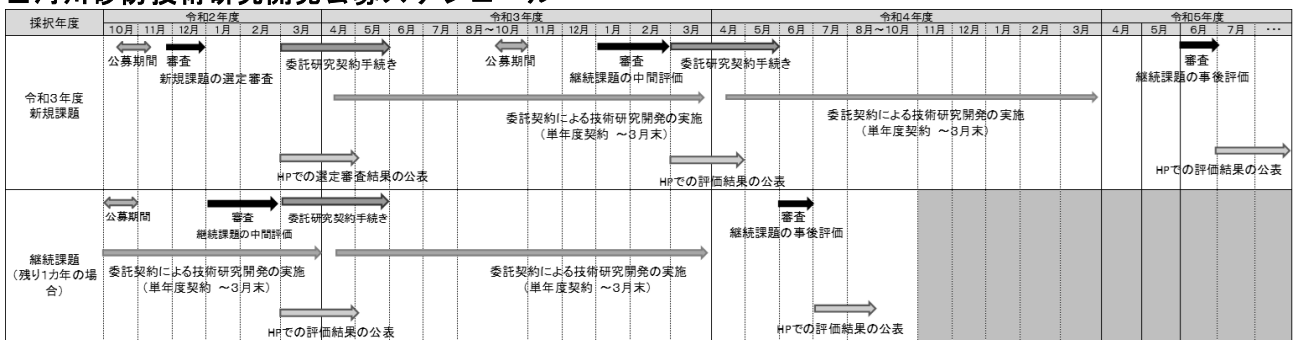
- ・気候変動（地球規模から局地的なものまでを含む）などの影響による降雨や洪水の発生状況の変化、あるいは大規模な地震や土砂崩壊などに伴う、「大型攪乱」による棲息場所の「破壊」などの河川における変形が、生物の生息・成育・繁殖さらには生態系に与える影響の総合的研究【FS研究】（H29年度）
- ・河川事業が生物の生息・成育・繁殖さらに河川生態系に与えた影響およびその評価に関する実例の解析とこれらの知見に基づく改善に関する研究【FS研究】（H30年度）
- ・河川・湖沼における大規模な水位変動が陸域・海域との連続性を含めた生態系に及ぼす影響の解明と防災・減災も意識した健全な生態系の保全・再生の手法に関する研究【FS研究】（H31年度）
- ・大規模な洪水攪乱下での河川構造の複雑性の機能と河川生態系の保全・回復に関する研究【FS研究】（R2年度）

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

R3 年度新規公募課題

- ・河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究

■河川砂防技術研究開発公募スケジュール



※概ねのスケジュールを示したものであり、変更する場合があります。詳細は本文を参照

令和3年度河川砂防技術研究開発公募実施要領

目 次

1.	河川砂防技術研究開発公募の概要	1-1
1.1	河川砂防技術研究開発公募の目的	1-1
1.2	河川砂防技術研究開発公募の分野	1-1
1.2.1	分野の概要	1-1
1.2.2	応募資格	1-3
1.2.3	費用の負担	1-5
1.2.4	公募課題、採択審査基準及びスケジュール	1-6
1.3	委託契約	1-6
1.4	中間評価・事後評価・移行評価の実施	1-7
1.5	研究成果の報告義務及び報告書の作成	1-7
1.6	知的財産権の排他的実施の制限	1-7
1.7	研究成果の公表	1-7
1.8	研究成果のフォローアップ	1-8
1.9	応募手続き	1-8
1.10	研究資金の適正な執行について	1-8
1.10.1	不合理な重複・過度の集中の排除	1-8
1.10.2	不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	1-9
1.11	問い合わせ先	1-9
2.	河川・水防災技術分野公募要領(H31採択課題)	2-1
2.1.	公募概要	2-1
2.2.	新規課題	2-1
2.3.	一般研究(継続課題)	2-1
2.3.1.	技術研究開発課題	2-1
2.3.2.	スケジュール	2-2
2.3.3.	審査書類	2-2
2.3.4.	中間評価・事後評価	2-5
2.3.5.	審査結果の通知・公表	2-7
2.3.6.	技術研究開発の委託契約	2-7
3.	河川技術・流域管理分野公募要領	3-1
3.1.	公募概要	3-1
3.2.	新規課題(指定型課題)	3-1
3.2.1.	技術研究開発課題	3-1
3.2.2.	スケジュール	3-3
3.2.3.	応募書類	3-4

3.2.4.	応募書類の審査	3-7
3.2.5.	中間評価（参考）	3-7
3.2.6.	審査結果の通知・公表	3-9
3.2.7.	技術研究開発の委託契約	3-9
3.3.	継続課題（指定型課題）	3-10
3.3.1.	技術研究開発課題	3-10
3.3.2.	スケジュール	3-11
3.3.3.	審査書類	3-11
3.3.4.	中間評価・事後評価	3-14
3.3.5.	審査結果の通知・公表	3-16
3.3.6.	技術研究開発の委託契約	3-16
3.4.	新規課題（提案型課題（流域課題））	3-17
3.4.1.	技術研究開発課題	3-17
3.4.2.	スケジュール	3-17
3.4.3.	応募書類	3-18
3.4.4.	応募書類の審査	3-20
3.4.5.	中間評価（参考）	3-21
3.4.6.	審査結果の通知・公表	3-22
3.4.7.	技術研究開発の委託契約	3-22
3.5.	継続課題（提案型課題（流域課題））	3-23
3.5.1.	技術研究開発課題	3-23
3.5.2.	スケジュール	3-23
3.5.3.	審査書類	3-23
3.5.4.	中間評価・事後評価	3-26
3.5.5.	審査結果の通知・公表	3-27
3.5.6.	技術研究開発の委託契約	3-28
3.6.	新規課題（提案型課題（地域課題））	3-29
3.6.1.	技術研究開発課題	3-29
3.6.2.	スケジュール	3-29
3.6.3.	応募書類	3-30
3.6.4.	応募書類の審査	3-32
3.6.5.	中間評価（参考）	3-33
3.6.6.	審査結果の通知・公表	3-34
3.6.7.	技術研究開発の委託契約	3-34
3.7.	継続課題（提案型課題（地域課題））	3-35
3.7.1.	技術研究開発課題	3-35
3.7.2.	スケジュール	3-35
3.7.3.	審査書類	3-35
3.7.4.	中間評価・事後評価	3-38
3.7.5.	審査結果の通知・公表	3-40

3.7.6.	技術研究開発の委託契約	3-40
4.	砂防技術分野公募要領	4-1
4.1.	公募概要	4-1
4.2.	新規課題	4-1
4.3.	継続課題	4-1
4.3.1.	技術研究開発公募課題	4-1
4.3.2.	スケジュール	4-2
4.3.3.	審査書類	4-2
4.3.4.	中間評価・事後評価	4-4
4.3.5.	審査結果の通知・公表	4-6
4.3.6.	技術研究開発の委託契約	4-6
5.	海岸技術分野公募要領	5-1
5.1.	公募概要	5-1
5.2.	新規課題	5-1
5.2.1.	技術研究開発課題	5-1
5.2.2.	スケジュール	5-2
5.2.3.	応募書類	5-2
5.2.4.	応募書類の審査	5-5
5.2.5.	中間評価（参考）	5-6
5.2.6.	審査結果の通知・公表	5-7
5.2.7.	技術研究開発の委託契約	5-7
5.3.	継続課題	5-8
5.3.1.	技術研究開発課題	5-8
5.3.2.	スケジュール	5-8
5.3.3.	審査書類	5-9
5.3.4.	中間評価・事後評価	5-11
5.3.5.	審査結果の通知・公表	5-13
5.3.6.	技術研究開発の委託契約	5-13
6.	地域課題分野公募要領	6-1
6.1.	河川(H31採択課題)	6-1
6.1.1.	公募概要	6-1
6.1.2.	新規課題	6-1
6.1.3.	継続課題	6-1
6.2.	砂防	6-7
6.2.1.	公募概要	6-7
6.2.2.	一般型（新規課題）	6-7
6.2.3.	一般型（継続課題）	6-11
6.2.4.	FSスタート（新規課題）	6-17

6.2.5.	F Sスタート（移行課題）	6-17
6.3.	河川生態	6-23
6.3.1.	公募概要	6-23
6.3.2.	F S研究（新規課題）	6-23
6.3.3.	一般研究（F S研究からの移行課題）	6-29
6.3.4.	一般研究（継続課題）	6-34

別添資料

<別添資料 1>	国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）	1
<別添資料 2>	共同研究体協定書（案）	8
<別添資料 3>	申請事項変更届	12

※応募書類、提出書類については、別冊の様式をご覧ください。

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

1.1 河川砂防技術研究開発公募の目的

河川砂防技術研究開発公募は、水管理及び国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

1.2 河川砂防技術研究開発公募の分野

本要領では、以下の6つの部門・分野のうち、革新的河川技術部門を除く5分野について公募を行います。

なお、河川・水防災技術分野、および地域課題分野（河川）においては、継続課題のみ公募を行います。

- (1) 河川・水防災技術分野（継続課題のみ公募）
- (2) 河川技術・流域管理分野（令和2年度より河川・水防災技術分野、地域課題分野（河川）および流域計画・流域管理課題分野を統合。指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募）
- (3) 砂防技術分野
- (4) 海岸技術分野
- (5) 地域課題分野（うち、地域課題分野（河川）は継続課題のみ公募）
- (6) 革新的河川技術部門

それぞれの分野によって、対象とする技術研究開発課題、費用の負担等が異なります。

1.2.1 分野の概要

(1) 河川・水防災技術分野（継続課題のみ公募）

河川・水防災技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

(2) 河川技術・流域管理分野

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

(3) 砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

(4) 海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用

し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

(5) 地域課題分野

①河川、②砂防、③河川生態の3つの課題について公募を実施しており、それぞれ概要は以下のとおりです。

① 河川（継続課題のみ公募）

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

② 砂防

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、F S型という）の2種類があります。平成31年度以前に採択している地域課題は一般型に属するものとします。

a) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

③河川生態

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の

実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

1.2.2 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登録されている民間企業等（※ 1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）、国土交通省の地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川、砂防関係事務所等（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※ 1 「③日本に登録されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
（定款及び財務諸表を添付すること）
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。
また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。
（応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
- 3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

さらに、河川技術・流域管理分野（指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題））、海岸技術分野、地域課題分野及び革新的河川技術部門に応募するには、上記応募資格に加え、以下の条件を満たすことを必要とします。

（河川技術・流域管理分野（指定型課題））

○令和 3 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象

- 必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

(河川技術・流域管理分野 (提案型課題 (流域課題)))

- 令和3年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題 (流域課題) の両課題に応募することはできません。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。
- 研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

(河川技術・流域管理分野 (提案型課題 (地域課題)))

- 令和3年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 指定型課題と提案型課題 (地域課題) の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題 (地域課題) の審査対象外となります。
- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。
 - ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

(海岸技術分野 指定型課題)

- 令和3年3月31日時点で50歳未満の研究代表者を対象
- 必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

(地域課題分野)

- 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。
なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
 - ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
 - ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。
- 地域課題分野のうち河川については、若手の研究者を中心に構成されている研究体制であること。
- 地域課題分野のうち河川生態については、生態学分野と河川工学分野の幅広い研究が含まれる研究体制であること。また、将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

1.2.3 費用の負担

国土交通省の費用負担の限度額は表 1-1 のとおりです。

表 1-1 費用負担の限度額等

公募区分		費用負担限度額 ^{※1}	技術研究開発期間、新規採択件数 ^{※6}
河川・水防災技術分野	【一般研究】	公募課題によって費用負担額が異なりますので各分野の公募要領で確認して下さい。	公募課題によって技術研究開発期間が異なりますので各分野の公募要領で確認して下さい。
河川技術・流域管理分野	【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	<u>2 年</u> <u>2 件</u>
	【一般研究】 提案型課題（流域課題）	技術研究開発期間の合計 として <u>600 万円</u> (各年度 <u>300 万円</u>)	<u>2 年</u> <u>2 件</u>
	【一般研究】 提案型課題 (地域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>400 万円</u> (各年度 <u>200 万円</u>) <u>2 年目に研究奨励制度あり</u> ^{※2}	<u>2 年</u> <u>5 件</u>
砂防技術分野	【一般研究】 指定型課題	公募課題によって費用負担額が異なりますので各分野の公募要領で確認し	公募課題によって技術研究開発期間が異

			て下さい。	なりますので
海岸技術分野		【一般研究】 指定型課題 (地域課題)	技術研究開発期間の合計 として <u>600 万円</u> (各年度 <u>300 万円</u>)	各分野の公募 要領で確認し て下さい。
		【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 として <u>2,000 万円</u> (各年度 <u>1,000 万円</u>)	<u>2 年</u> <u>1 件</u>
地域課題分野	河川	【一般研究】	技術研究開発期間の合計	原則 3 年以内
	砂防	【一般型】	として <u>500 万円</u>	最長 3 年 3 件程度
		【F S スタート ※3】	年間 <u>300 万円</u> (以後、合計 <u>1,700 万円</u>)	原則 1 年以内 (以降原則 2 年以内)
	河川 生態	【F S 研究】	年間 <u>500 万円</u>	原則 1 年以内 1 件
		【一般研究】※4	年間 <u>1,500 万円</u> ※5	原則 5 年以内

※1 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

※2 提案型課題（地域課題）の1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。

※3 地域課題分野のうち砂防のF S スタートについては、前年度に実施したF S 研究の移行評価結果を踏まえ決定します。

※4 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、前年度に実施したF S 研究の移行評価結果又は一般研究の中間評価結果を踏まえて決定します。

※5 平成31年度以前にF S 研究から一般研究（新規）へ移行した課題は、年間1,000万円まで。

※6 技術研究開発期間、新規採択件数は、募集内容により変動する場合があります。

1.2.4 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

分野毎に課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

1.3 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、提出いただいた研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画に基づき、河川・水防災技術分野、河川技術・流域管理分野（指定型課題）、砂防技術分野及び海岸技術分野（指定型課題）については国土技術政策総合研究所と、河川技術・流域管理分野（提案型課題

(流域課題)、提案型課題(地域課題)、海岸技術分野(指定型課題(地域課題))、地域課題分野については地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度中間評価を実施し、その結果継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。(令和2年度以前に採択された課題で令和3年度も継続して技術研究開発を行うものは、本要領に従ってください。)

詳細については各分野の公募要領をご確認下さい。

1.4 中間評価・事後評価・移行評価の実施

採択された研究テーマについては、評価委員会による中間評価(複数年度にわたる場合)と事後評価を実施します。中間評価の結果、研究目的の達成が困難であると判断されたものについては本制度による技術研究開発を終了します。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、F S研究については、中間評価・事後評価に代えて一般研究への移行に関する評価を実施します。

1.5 研究成果の報告義務及び報告書の作成

採択された研究テーマについては、年度毎に得られた研究成果について研究概要・成果の要旨、河川砂防技術研究開発【成果概要】、報告書を提出していただきます。

1.6 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

1.7 研究成果の公表

委託研究完了時(委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき)に、研究成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議して下さい。

なお、国土技術政策総合研究所と契約しているものについては、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」第25条を参照して下さい。

中間・事後評価後、国土交通省河川砂防技術研究開発公募のホームページで、研究開発公募の成果概要や評価結果を公表します。

【河川・水防災技術分野の例】

<http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenmizubousai/theme.html>

平成31年度採択テーマ<河川・水防災技術分野>

平成30年12月より公募した河川・水防災技術分野の課題について、平成31年3月の河川技術評価委員会における審査結果をふまえて、以下のとおり採択テーマを決定しました。

- 平成31年度 河川砂防技術研究開発公募(河川・水防災技術分野)研究開発テーマ(PDFファイル)
- 河川技術評価委員会 委員(PDFファイル)

【新技術を活用した中小河川の堤防・河道点検又は分析・評価技術の開発】

研究テーマ名/ 研究代表者名	期間	中間評価 1年目/ 評価委員会開催日	中間評価 2年目/ 評価委員会開催日	研究成果報告書概要/ 事後評価結果/ 評価委員会開催日
	H31~H32(R2)	結果PDF 評価委員 PDF 令和2年2月12日	- -	-
	H31~H33(R3)	結果PDF 評価委員 PDF 令和2年2月12日	-	-
	H31~H33(R3)	結果PDF 評価委員 PDF 令和2年2月12日	-	-

1.8 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して行う研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

1.9 応募手続き

応募を予定している分野のページをご確認下さい。

1.10 研究資金の適正な執行について

1.10.1 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができることとします。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることが

あります。

1.10.2 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(2) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(3) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

1.11 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般、河川・水防災技術分野、河川技術・流域管理分野（指定型課題）、地域課題分野（河川）)

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(砂防技術分野、地域課題分野（砂防）)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(海岸技術分野)

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(地域課題分野 (河川生態))

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(河川技術・流域管理分野 (提案型課題 (流域課題)、提案型課題 (地域課題))、地域課題分野)

北海道開発局 建設部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : hkd-ky-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

東北地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : thr-82kawakei@mlit.go.jp

関東地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : ktr-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp

中部地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : cbr-s852320@mlit.go.jp

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : kkr-riverpr@mlit.go.jp

中国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp

四国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : skr-kawakei@mlit.go.jp

九州地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当

E-mail : qsr-kawa-guide@mlit.go.jp

2. 河川・水防災技術分野公募要領(H31 採択課題)

2.1. 公募概要

河川・水防災技術分野の技術研究開発公募は、河川・水防災技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

2.2. 新規課題

令和3年度の新規課題の募集はありません。

2.3. 一般研究(継続課題)

2.3.1. 技術研究開発課題

(1) 継続課題

令和3年度に継続する技術研究開発課題は次のとおりです。

※継続課題への応募は、令和2年度までに採択され、令和3年度も継続する技術研究開発に限ります。

(1) 新技術を活用した中小河川の堤防・河道点検又は分析・評価技術の開発

課題番号・課題名	(31-S) 新技術を活用した中小河川の堤防・河道点検又は分析・評価技術の開発
期間・費用	最長3年間、合計3,000万円以内
背景	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者は、堤防等河川管理施設を良好な状態に維持しなければならない。また、河川について災害を防止するためには、河道内の流下能力を確保する必要がある。 しかしながら、都道府県等が管理する中小河川では、年1回の定期点検は実施されているものの、<u>人員不足や財政的な課題</u>から、点検結果の総合評価に時間を要しているとともに、<u>横断測量や樹木調査等による流下能力の評価も十分に行われていない</u>場合がある。 現状においても、除草機械搭載レーザー測量やUAV等による測量・計測技術の開発は進んでいるものの、これを河川管理の現場で適応するためには、これらのデータから堤防の状態や河道の流下能力等を必要精度で、安価に、迅速に評価するための技術開発が必要である。
技術研究開発の内容	①中小河川等での堤防点検の効率化支援を目標に、除草機械、自動車やドローン等に搭載したレーザー測量機器などによる河川堤防の3次元地形データ(点群密度100点~40,000点/m ² 程度)や画像データを用い、 <u>堤防の変状や天端不陸など、堤防状態の把握を自動化する</u> 技術を開発する。

	<p>本技術開発では、土堤において9割以上の状態把握が可能となることを目標とする。例えば、自動検出にあたっては、既存の堤防・河道の3次元地形データと画像データ、さらに「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づく区分結果（B区分：要監視段階、C区分：予防保全段階、D区分：措置段階）を活用するなどし、効果的な堤防変状の評価技術を開発する。また、当該技術開発に必要となる中小河川の堤防や護岸に適した新たな計測手法を研究内容に含めることも可とする。</p> <p>②中小河川を対象として、<u>衛星、航空機、無人航空機等のリモートセンシング観測結果等を用いて、河道地形及び流下能力に影響する河道の状態（植生の範囲や密度、河床材料の大きさなど）を推定する技術、及びこれらを活用した河道の流下能力の評価技術を開発する。</u></p>
研究テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川堤防の画像及び3次元地形データを用いた変状検出、及び堤防の状態評価システムの開発 ● 中小河川の河道の画像及び3次元地形データを用いた簡易で安価な流下能力評価システムの開発 ● 過去の地形測量データと衛星リモートセンシングデータを組み合わせた河道地形と流下能力評価システムの開発
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防・河道3次元データ、点検結果等については、行政より提供可能。 ● 技術研究開発の実施にあたって、行政と意見交換する場を設置することで参加すること。

2.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月2日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和3年3月（令和3年度も研究が継続する場合）	継続の可否決定、公表
令和3年6月（令和2年度で研究が完了する場合）	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和4年6月（令和3年度で研究が完了する場合）	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

2.3.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについて

は 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 2-1、表 2-2 のとおりです。

表 2-1 河川・水防災技術分野 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川・水 防災技術 分野	別紙河水-1	審査書類提出票	1 枚
	様式河水-1	河川・水防災技術分野公募 応募様式(その1)	2 枚以内
	様式河水-2	河川・水防災技術分野公募 応募様式(その2)	3 枚以内
	様式河水-3	河川・水防災技術分野公募 応募様式(その3)	1 枚
	様式河水-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式河水-5	研究年度(令和○年度)の必要経費概算	1 枚
	様式河水-6	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各 2 枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

表 2-2 河川・水防災技術分野 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
河川・水 防災技術 分野	様式河水-7	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式河水-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10 枚程度
	—	報告書(契約図書による)	
	—	その他(契約図書による)	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい(既存のパンフレット等でも結構です)。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

なお、令和 2 年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出方法

電子データ(様式河水-1~様式河水-8 は word ファイルの形式で、メールにより提出して下さい)。

(3) 審査書類等の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 2-1 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：河川技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果(中間・事後)については、表 2-2 に示す様式河水-7~様式河水-8 及び契約図書に規定する成果品を提出して下さい。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式 (CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限 (中間) :

様式河水-7、河水-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限 (事後) :

様式河水-7、河水-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先 : 国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めま

せん。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとしません。

- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。
- 9) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

2.3.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 2-3 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 2-3 河川・水防災技術分野 中間評価の評価基準

<p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。(コメントあり)</p> <p>c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的</p>
---	--

	の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(2) 事後評価

事後評価については表 2-4 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 2-4 河川・水防災技術分野 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 一定の研究成果があった。(コメントあり) C : 研究成果があったとは言い難い。(コメントあり)
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 導入可能性</u> ・研究成果が幅広く普及することにより、河川	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。

行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	c：期待できない。
---------------------------------	-----------

2.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、研究の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

2.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

3. 河川技術・流域管理分野公募要領

3.1. 公募概要

河川技術・流域管理分野の技術研究開発公募は、河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題の審査対象外となります。

3.2. 新規課題（指定型課題）

3.2.1. 技術研究開発課題

令和3年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、最大2件を採択します。

課題名	越水に対する河川堤防の強化構造の検討に資する評価技術の開発
期間・費用	2年以内、費用負担限度額は合計2,000万円まで(各年度1,000万円)
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会※¹(以下「技術検討会」という。)」において、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなど減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（越水した場合であっても「粘り強い河川堤防」）に必要な性能について検討を行った。 ・「粘り強い河川堤防」に関する技術について、検討会においては、「現時点では、越水に対する堤防強化技術にはその効果に幅や不確実性が存在するが、将来的には一定の越水外力を受けた際、それに耐える確率などにより目指すべき性能を設定し、それに対し一定の設計が可能な工法となるよう技術開発を進める必要がある。」との指摘があった。 ・越水に対する河川堤防の強化にあたっては、堤防に求められる基本的な性能等を毀損しないことを前提とした上で、表1に例示するように、強化構造ごとに「考慮が必要な視点」を整理した上で、それらを満たすものとする必要がある。（表1は、これまでに提案されている堤防被覆型と一部自立型の強化構造について、技術検討会で議論された課題等を踏まえ、現在までの知見等の整理を試みた検討中の案であり、引き続きの検討が必要である。） ・本公募は、<u>新たな強化工法の提案を求めるものではなく、表1に例示している越水に対する河川堤防の強化にあたって「考慮が必要な視点」に関する再現計算モデル等の研究開発を行い、構造計算への利用を目的としている。</u>なお、図1に示すように、本公募とは別に産学官の連携のも

と、堤防強化の性能の具体化、堤防強化の構造や資材に関する技術開発を進めることを予定しているため、本公募で開発する計算モデルなどの技術を活用して、これらの技術開発が促進されることを期待している。

※1 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/index.html

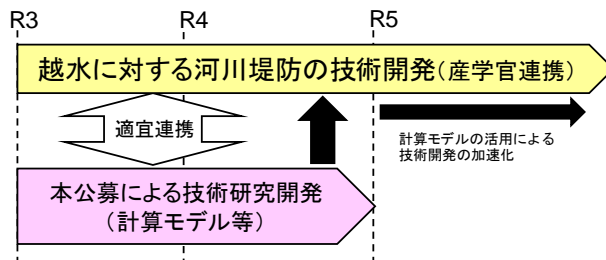
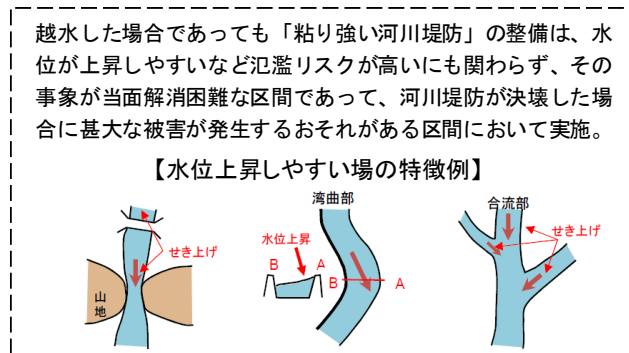


図1 本公募による技術研究開発の位置づけ

表1 越水に対する河川堤防の強化にあたって「考慮が必要な視点」(検討中の案)

<強化構造や考慮が必要な視点については、上記※1の技術検討会（第3回）資料3-1、3-2、3-3も参照のこと>

強化構造	考慮が必要な視点の例	構造図(イメージ)
堤防被覆型	裏法尻保護工、裏法保護工、天端保護工の越流水に対する安定性	(ブロック、シート、かご等)
	裏法尻保護工周辺の洗掘に対する安定性	
	保護工下の土砂の吸い出しや侵食に対する安定性	
	保護工下の空気滞留の影響に対する安定性	
一部自立型	自立する状態が保持される安定性	(改良土、鋼材、コンクリート等)
	構造体と土との間の隙間による浸透の影響に対する安定性	

技術研究開発の内容

本公募は、新たな強化工法の提案を求めるものではなく、表1に例示している越水に対する河川堤防の強化にあたって「考慮が必要な視点」に関する再現計算モデル等の研究開発を行い、構造計算への利用を目的としている。また、研究計画立案の参考のため、下記にテーマ例を示す。考慮が必要となる視点やテーマ例については、必要に応じて適宜、選択や追加をして構わない。ただし、追加にあたっては、具体的に想定するメカニズムを示すこと。応募にあたっては、以下に留意すること。

- ・検討対象の強化構造については、堤防被覆型もしくは一部自立型のどちらか一方の研究計画でも構わない。また、検討対象のテーマを絞った研究計画でも構わない。なお、採択は堤防被覆型と一部自立型のそれぞれ

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（指定型課題）

	<p>を考えているが、研究計画の内容や網羅性等について考慮して審査を行い決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な変化により、堤防の沈下、資材等の劣化・目地の開き等、構造物と周辺の土との隙間の拡大等が生じた場合においても、越水に対して効果を発揮することが期待される。こうした河川堤防の形状や資材の変化等を考慮に入れた検討も実施すること。 ・これまでに津波の越流による海岸堤防の被災メカニズム解明を目的とした研究がなされ、越流水の法尻の洗掘や越流水の作用力等に関する計算モデルも提案されていることから、これらの成果との違いを明らかにして実施すること。例えば、過去の本公募にも「津波来襲時の海岸堤防の被災メカニズム解明のための数値解析技術の開発」がある。 <p>(https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kaigankadai/theme_past.html)</p>
<p>テーマ例</p>	<p>①堤防被覆型</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 越流水に対する被覆材の安定性、及び被覆材の不陸や資材の開き等が被覆材の安定性に与える影響 ✓ 越流時間と被覆材下からの土砂の吸い出し量 ✓ 堤体内の空気や堤体の浸潤状況が被覆材の安定性等に与える影響 ✓ 越流時間の経過が被覆材の安定性に与える影響 等 <p>②一部自立型</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 越流水による矢板背後の洗掘量 ✓ 矢板の変形（たわみ、隙間、資材の開き等）が安全性に与える影響 ✓ 堤体の浸潤状況や矢板周辺の土質が矢板の安定性に与える影響 ✓ 越流時間の経過が矢板の安定性に与える影響 等
<p>実施条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者の年齢は 50 歳未満 ・技術研究開発の実施にあたって、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。 ・国総研で今後実施予定の実験結果や既往の研究成果、越水箇所の現地調査結果等を計算モデル等の検証材料に用いることも可能。 ・開発した評価技術は、行政で検討を予定している「越水に対する河川堤防の強化構造の検討の手引き（仮称）」の科学的根拠として利用することを念頭に置いている。

3.2.2. スケジュール

令和 2 年 10 月 12 日	公募開始
令和 2 年 11 月 30 日	公募締切
令和 2 年 12 月	書面審査
令和 2 年 12 月 21 日（予定）	選定審査

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（指定型課題）

令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和3年12月～令和4年2月 令和4年3月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続） 継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和5年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3-1 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、3.2.4 のとおりです。

表 3-1 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（指定型 課題）／新 規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河指-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河指-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式河指-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
	様式河指-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式河指-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河指-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式河指-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河指-8	応募概要DB	1枚

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）*

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

(2) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河指-1～様式河指-8はexcel, wordファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研

究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

1) 応募時

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・ 提出期限：(表 3-1 の応募書類) 令和 2 年 11 月 30 日 (月) 必着
- ・ 提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・ E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-4 に示す様式河指-1、様式河指-9 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式 (CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・ 提出期限（中間）：
様式河指-1、様式河指-9 とし提出期限は別途連絡します。
報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・ 提出期限（事後）：
様式河指-1、様式河指-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・ 提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、ヒアリング審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3-2 のとおりです。

表 3-2 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法：河川技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和2年11月 結果：電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和2年12月21日（予定） 対象：書面審査（一次審査）の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3-3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3-3 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 採択にあたっての審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 導入可能性	河川行政への応用性及び研究成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か

3.2.5. 中間評価（参考）

研究年度内に中間評価を行います。研究成果について、表 3-4 に示す様式河指-1、河指-9 を提出いただく予定です。評価は、有識者からなる評価委員会において表 3-5 の視点から総合的に行われます。

中間評価においては、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、表 3-5 の審査基準に基づき、評価委員会が必要と判断した場合は委託額を減額し、または技術研究開発を打ち切る場合があります。

スケジュールは、以下の通りの予定です。

令和3年12月～令和4年2月 中間評価（ヒアリング）

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（指定型課題）

令和4年3月	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和5年3月	委託契約による技術研究開発の終了
令和5年6月	事後評価（研究が完了）

表 3-4 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価・事後評価時の提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野	様式河指-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河指-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

表 3-5 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価の審査基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、技術研究開発が適切に進捗しているか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

3.2.6. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.2.7. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

3.3. 継続課題（指定型課題）

3.3.1. 技術研究開発課題

令和3年度に継続する技術研究開発課題は次のとおりです。

※継続課題への応募は、令和2年度に採択され、令和3年度も継続する技術研究開発に限ります。

課題名	堤防や河岸の侵食による被災リスクの評価技術の開発 ～河道形状の設計手法や河道変化予測の高度化～
期間・費用	2年で合計2,000万円まで各年度1,000万円を上限
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・H28の北海道・東北豪雨における音更川での幅120mあった高水敷が侵食を受けて堤防決壊に至った事例をはじめ、高水敷の侵食や護岸基礎部の洗掘を受け、堤防の欠損に至る事例が毎年のように発生している。 ・さらに、今後、気候変動の影響により、急激な水位上昇、高水位の長時間化や流入土砂の増大など、洪水時の土砂移動を活発化させる変化も生じてくることが予想される。 ・このような中、流下能力を確保するため、さらなる高水敷や低水路の掘削による河積拡大が必要となってくることから、今後増大が予想される外力に適応する河道の設計手法が求められる。 ・現状では、河川毎あるいは全国の河川の侵食幅の実績値を目安として必要な高水敷幅を設定するなど、経験的な手法で河道の設計を行っているものも多いが、外力の変化に応じて侵食による被災リスクを評価できるようになると、当該河川で経験していない規模の出水時をも想定した河道設計が可能になる。 ・堤防や河岸の侵食による被災リスクを評価するためには、局所洗掘や砂州の形成などの河床変動を精度良く予測する技術が重要となる。これまでも当該分野に関する多くの研究がなされてきたが、砂州の急激な発達やある流量規模を超えた時の移動など、再現が難しいものも多く、実河川での被災リスクの評価に必要な局所洗掘深や側方侵食量等の諸量について、再現性の高い解析手法の開発が求められている。 ・また、河川の侵食力を次元解析や次元解析等で整理して、堤防や河岸の侵食による被災リスクを低減する河道形状を検討する研究も進んできており、実河川の河道設計に応用する手法の開発も求められている。
技術研究開発の内容	<p>応募する研究テーマの内容は、以下の1)、2)に関する両方を組み合わせて、もしくはいずれかを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 河道設計に資する侵食による被災リスクの評価手法の開発 高水敷幅や川幅（低水路幅または堤間長）、横断形状、低水路法線形状等の河道設計に係る諸量いずれかに関して、堤防や河岸の侵食による被災リスクを評価するための手法開発について、研究を行う。 2) 侵食による被災リスクの評価に向けた河道変化予測の高度化

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
継続課題（指定型課題）

	<p>侵食による堤防や河岸の被災事例を分析すると、砂州の発達や移動に伴って生じる水衝部の変化に起因するものが多く、被災に至る河道変化プロセスに洪水波形（規模、非定常性等）、上流からの土砂供給の増減、植生による砂州の固定化等の現地条件が影響を与えたことが指摘されている。こうした現地条件の変化等も考慮の上、側方侵食量や局所洗掘深を精度よく再現できる解析モデルの開発（既存モデルの一部改良でもよい）を行う。これに加え、開発した解析モデルを用いて、モデル河川を対象にするなどして堤防や河岸の侵食による被災リスクの評価を行う。</p>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発の実施にあたって、行政や国総研担当研究室と意見交換の場を設置するので参加すること。 ・応募する研究において、モデル河川を設定する場合、縦横断測量データ（LPデータなど3次元の場合もあり）、水文データ（雨量、レグ雨量、水位、流量など）、空中写真等を提供することができる。 ・採択後、上記の意見交換の場での議論等を通じ、モデル河川や提供データ、検討内容について調整を実施する場合がある。

3.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月2日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和3年3月	継続の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和4年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.3.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表3-6、表3-7のとおりです。

表 3-6 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河指-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式河指-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その2）	3枚以内

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
継続課題（指定型課題）

課題)	様式河指-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式河指-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河指-6	研究年度（令和〇年度）の必要経費概算	1枚
	様式河指-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河指-8	応募概要D B	1枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。

表 3-7 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（指定型 課題）	様式河指-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河指-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出部数

電子データ（様式河指-1～様式河指-9は excel, word ファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 3-6 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：河川技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-7 に示す様式河指-1、様式河指-9 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式 (CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）：

様式河指-1、様式河指-9 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式河指-1、様式河指-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 継続課題（指定型課題）

保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。
- 9) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.3.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 3-8 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none">・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
継続課題（指定型課題）

表 3-8 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価の審査基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価</p>	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <p>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、技術研究開発が適切に進捗しているか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <p>・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

(2) 事後評価

事後評価については表 3-9 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 3-9 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B：一定の研究成果があった。（コメントあり）</p> <p>C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>

<p><u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 技術革新性</u> ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</p>	<p>a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分</p>
<p><u>(2) 導入可能性</u> ・研究成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

3.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

3.4. 新規課題（提案型課題（流域課題））

3.4.1. 技術研究開発課題

提案型課題（流域課題）の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して技術研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

※研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

※必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

※研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

なお、令和3年度は、指定型課題の技術研究開発課題の内容から提案型課題（流域課題）との両課題へ応募はできません。

令和3年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、最大2件を採択します。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行って下さい。

3.4.2. スケジュール

令和2年10月12日	公募開始
令和2年11月30日	公募締切
令和2年12月	書面審査
令和2年12月21日（予定）	選定審査
令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和3年12月～令和4年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和4年3月	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和5年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.4.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を越えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3-10 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、3.4.4 のとおりです。

表 3-10 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（提案型 課題（流域 課題）／新 規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提流-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提流-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提流-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提流-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提流-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式河提流-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河提流-8	応募概要D B	1枚

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

(2) 提出部数

応募様式の提出は、電子データ（様式河提流-1～様式河提流-8はexcel, wordファイル）の形式で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募メ切までに必着）。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

- 1) 応募時

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 新規課題（提案型課題（流域課題））

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 3-10 の応募書類）令和 2 年 11 月 30 日（月）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-13 に示す様式河提流-1、様式河提流-9 及び契約図書に規定する成果品を提出して下さい。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：
様式河提流-1、様式河提流-9 とし提出期限は別途連絡します。
報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・提出期限（事後）：
様式河提流-1、様式河提流-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 新規課題（提案型課題（流域課題））

- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとしません。
- 6) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.4.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について一次審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3-11 のとおりです。

表 3-11 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 応募書類 審査内容

一次審査	方法：河川技術評価委員会による整備局担当者ヒアリング 時期：令和 2 年 12 月 21 日（予定） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3-12 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3-12 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 採択にあたっての審査基準

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（提案型課題（流域課題））

(i) 課題解決性	河川流域管理と都市計画・地域計画を互いに関連性をもって研究を進めることで、課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等との共同研究が可能な体制か

3.4.5. 中間評価（参考）

研究年度内に中間評価を行います。研究成果について、表 3-13 に示す様式河提流-1、河提流-9 を提出いただく予定です。評価は、有識者からなる評価委員会において表 3-14 の視点から総合的に行われます。

中間評価においては、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、表 3-14 の審査基準に基づき、評価委員会が必要と判断した場合は委託額を減額し、または技術研究開発を打ち切る場合があります。

スケジュールは、以下の通りの予定です。

令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月	中間評価（ヒアリング）
令和 4 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 4 年 3 月～令和 4 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 5 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 5 年 6 月	事後評価（研究が完了）

表 3-13 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））

中間評価・事後評価時の提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式河提流-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

表 3-14 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価の審査基準

総合評価 ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
---	--

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（提案型課題（流域課題））

<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <p>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。</p>	<p>a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <p>・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・河川または流域が抱える課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

3.4.6. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.4.7. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

3.5. 継続課題（提案型課題（流域課題））

3.5.1. 技術研究開発課題

継続課題への応募は、令和2年度に採択され、令和3年度も継続する技術研究開発に限ります。

3.5.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月2日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和3年3月	継続の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和4年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.5.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。 審査書類は表 3-15、表 3-16 のとおりです。

表 3-15 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））／継続課題	様式河提流-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式河提流-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
	様式河提流-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式河提流-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提流-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式河提流-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河提流-8	応募概要DB	1枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。

表 3-16 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
------	----	--------	------

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
 継続課題（提案型課題（流域課題））

河川技術・ 流域管理分 野（提案型 課題（流域 課題））	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1枚 9枚程度
	様式河提流-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出部数

電子データ（様式河提流-1～様式河提流-9はexcel, wordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 3-15 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：河川技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-16 に示す様式河提流-1、様式河提流-9 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式河提流-1、様式河提流-9 とし提出期限は別途連絡します。

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 継続課題（提案型課題（流域課題））

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式河提流-1、様式河提流-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得

るものとしします。

- 6) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.5.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 3-17 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 3-17 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 中間評価の審査基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの研究成果が期待できるか。 	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
継続課題（提案型課題（流域課題））

<p><u>Ⅲ. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・河川または流域が抱える課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。</p>
--	--

(2) 事後評価

事後評価については表 3-18 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 3-18 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。</p>
<p><u>Ⅱ. 研究計画</u></p> <p>・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。</p>
<p><u>Ⅲ. 研究成果</u></p> <p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</p>	<p>a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。</p>

3.5.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

（2）審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.5.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

3.6. 新規課題（提案型課題（地域課題））

3.6.1. 技術研究開発課題

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

令和3年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、最大5件を採択します。

国土交通省が管理する河川等が抱える一般的な河川管理上の技術的な課題、または固有の河川管理上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○河川管理上の技術的な課題例

- ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

なお、1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。希望の場合は1年目の応募時に所定の様式を提出して下さい。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行ってください。

3.6.2. スケジュール

令和2年10月12日	公募開始
令和2年11月30日	公募締切
令和2年12月	書面審査
令和2年12月21日（予定）	選定審査
令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和3年12月～令和4年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和4年3月	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和5年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.6.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 3-19 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、3.6.4 のとおりです。

表 3-19 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・ 流域管理分 野（提案型 課題（地域 課題））／新 規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提地-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提地-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提地-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提地-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提地-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式河提地-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河提地-8	応募概要DB	1枚

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

(2) 提出部数

応募様式の提出は、電子データ（様式河提地-1～様式河提地-8はexcel, wordファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

(3) 応募書類等の提出期限及び提出先

1) 応募時

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 3-19 の応募書類）令和2年11月30日（月）必着

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 新規課題（提案型課題（地域課題））

- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-22 に示す様式河提地-1、様式河提地-9 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・提出期限（中間）：

様式河提地-1、様式河提地-9 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式河提地-1、様式河提地-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担としま

す。

- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.6.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について一次審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3-20 のとおりです。

表 3-20 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 応募課題 審査内容

一次審査	方法：河川技術評価委員会による整備局担当者ヒアリング 時期：令和 2 年 12 月 21 日（予定） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3-21 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3-21 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））

採択にあたっての審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研
-----------	------------------------------

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（提案型課題（地域課題））

	究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

3.6.5. 中間評価（参考）

研究年度内に中間評価を行います。研究成果について、表 3-22 に示す様式河提地-1、河提地-9 を提出いただく予定です。評価は、有識者からなる評価委員会において表 3-23 の視点から総合的に行われます。

中間評価においては、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、表 3-23 の審査基準に基づき、評価委員会が必要と判断した場合は委託額を減額し、または技術研究開発を打ち切る場合があります。

スケジュールは、以下の通りの予定です。

令和 3 年 12 月～令和 3 年 2 月	中間評価（ヒアリング）
令和 4 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 4 年 3 月～令和 4 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 5 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 5 年 6 月	事後評価（研究が完了）

表 3-22 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））
中間評価・事後評価時の提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式河提地-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

表 3-23 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価の審査基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価</p>	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
---	--

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
新規課題（提案型課題（地域課題））

<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <p>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。</p>	<p>a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <p>・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

3.6.6. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.6.7. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

3.7. 継続課題（提案型課題（地域課題））

3.7.1. 技術研究開発課題

継続課題への応募は、令和2年度に採択され、令和3年度も継続する技術研究開発に限ります。

3.7.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月2日（予定）	中間評価（ヒアリング）
令和3年3月	継続の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和4年6月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

3.7.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表3-24、表3-25のとおりです。

表 3-24 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））／継続課題	様式河提地-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式河提地-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
	様式河提地-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式河提地-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提地-6	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚**
	様式河提地-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
	様式河提地-8	応募概要DB	1枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。

※※新規採択時に増額を希望された課題の様式河提地-6は、増額有り無しの2種類をそれぞれ1枚ずつ提出してください。

表 3-25 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
------	----	--------	------

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
 継続課題（提案型課題（地域課題））

河川技術・ 流域管理分 野（提案型 課題（地域 課題））	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提地-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出部数

電子データ（様式河提地-1～様式河提地-9はexcel, wordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 3-24 の応募書類の提出期限は別途連絡します。

新規採択時に増額を希望された課題の様式河提地-6は、増額有り無しの2種類をそれぞれ1枚ずつ提出してください。

- ・提出先：河川技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 3-25 に示す様式河提地-1、様式河提地-9及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

3. 河川技術・流域管理分野公募要領 継続課題（提案型課題（地域課題））

様式河提地-1、様式河提地-9 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出期限（事後）：

様式河提地-1、様式河提地-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料3〉の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得

るものとしします。

- 6) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

3.7.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 3-26 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

新規採択時に増額を希望された課題について、評価委員会による中間評価結果が優良と評価された場合に増額します。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 3-26 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価の審査基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>

3. 河川技術・流域管理分野公募要領
継続課題（提案型課題（地域課題））

<p><u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

(2) 事後評価

事後評価については表 3-27 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 3-27 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 一定の研究成果があった。（コメントあり） C : 研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）</p>
<p><u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p> <p><u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。</p> <p><u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分</p> <p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

3.7.5. 審査結果の通知・公表

（1）審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

（2）審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

3.7.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・ 人件費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・ 諸経費

4. 砂防技術分野公募要領

4.1. 公募概要

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

4.2. 新規課題

令和3年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

4.3. 継続課題

4.3.1. 技術研究開発公募課題

令和3年度に継続する課題は、次のとおりです。

※継続課題への応募は令和2年度から継続の技術研究開発に限ります。

(1) 土砂災害における空振りの少ない警戒避難情報の開発に関する研究

課題名	土砂災害における空振りの少ない警戒避難情報の開発に関する研究
期間・費用	最長3年間、合計5,000万円以内
背景	<p>土砂災害警戒情報の提供が平成17年度から始まり、現在では避難勧告等の判断に用いる重要な情報と位置づけられている。その一方、平成30年7月豪雨では人的被害（死者）が発生したすべての箇所が発災前に同情報が発表済みであったにもかかわらず、避難行動に必ずしも結びついていない等の課題がある。</p> <p>理由の一つとして、土砂災害警戒情報は出たが実際には土砂災害が発生しない、いわゆる「空振り」が多いために、住民から見た情報の信頼性が損なわれているとの指摘がある。実効性のある避難を実現させる観点から、空振りの少ない警戒避難情報の開発が急務である。</p>
技術研究開発の内容	<p>土砂災害の警戒避難情報として、現在は60分間積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせた降雨指標のみを用いている。</p> <p>本課題では、土砂災害の発生時期の予測について、従来手法にとらわれることなく、地域特性の考慮などを踏まえた新たな発想によって多種多様な技術・知見などを用いた空振りの少ない警戒避難情報を開発する。</p>
研究テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の経験降雨規模及びその経年変化を考慮した降雨指標による警戒避難情報の開発 ● 降雨と地域特性（地形・地質等）の指標を組み合わせた警戒避難基準設定手法の開発
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が避難に結びつかなかった近年の災害事例を含めて

	<p>技術研究開発を実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成果は国土交通省の砂防関係施策に活用可能なものとする ● 研究の実施にあたり行政と意見交換する場（年2回程度）を設置するので参加すること
--	--

4.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月中旬

委託研究期間の終了、研究成果の提出

令和3年5月以降

事後評価

4.3.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。

審査書類は表4-1、表4-2のとおりです。

表4-1 砂防技術分野 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
砂防技術分野	別紙砂防-I	審査書類提出票	1枚
	様式砂防-1	砂防技術分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式砂防-2	砂防技術分野公募 応募様式(その2)	3枚
	様式砂防-3	砂防技術分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式砂防-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式砂防-5	研究年度(令和○年度)の必要経費概算	1枚
	様式砂防-6	研究者データ(共同研究者全員分)	各2枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。

表4-2 砂防技術分野 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
砂防技術分野	様式砂防-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式砂防-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	—	報告書(契約図書による)	
	—	その他(契約図書による)	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい(既存のパンフレット等でも結構です)。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代

表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いている様式を使用して、変更がある部分（元号等）を更新して提出して下さい。ただし、表紙は今回の公募様式を使用することとして下さい。

(2) 提出方法

電子データ（様式砂防-1～様式砂防-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 審査書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・ 提出期限：表 4-1 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・ 提出先：砂防技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価・事後評価

研究成果（中間・事後）については、表 4-2 に示す様式砂防-7～様式砂防-8 及び契約図書に規定する成果品を提出して下さい。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

・ 提出期限（中間）：

様式砂防-7～様式砂防-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・ 提出期限（事後）：

様式砂防-7～様式砂防-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

・ 提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が

適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 6) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- 7) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 8) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規程に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 9) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

4.3.4. 中間評価・事後評価

中間評価については表 4-3、事後評価については表 4-4 の基準で委員会によるヒアリングを実施します。評価委員による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等に

ついて意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の12月～2月に実施 ・中間評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施 ・事後評価の提出及び委員会委員によるヒアリング評価

表 4-3 砂防技術分野 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<ul style="list-style-type: none"> a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの研究成果が期待できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を砂防行政へ導入、活用することが可能であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 4-4 砂防技術分野 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目を総合的に評価 	<ul style="list-style-type: none"> A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の目標を達成することができたか。 	<ul style="list-style-type: none"> a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。

<p><u>Ⅱ. 研究計画</u></p> <p>・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a : 適切であった。</p> <p>b : 概ね適切であった。</p> <p>c : 不適切であった。</p>
<p><u>Ⅲ. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</p>	<p>a : 十分推進することができた。</p> <p>b : 概ね推進することができた。</p> <p>c : 不十分</p>
<p><u>(2) 導入可能性</u></p> <p>・研究成果が幅広く普及することにより、砂防行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。</p> <p>b : 概ね期待できる。</p> <p>c : 期待できない。</p>

4.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

4.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

5. 海岸技術分野公募要領

5.1. 公募概要

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

5.2. 新規課題

5.2.1. 技術研究開発課題

令和3年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、最大1件を採択します。

課題名	順応的な砂浜管理を行うための海岸地形変化の計算手法の高度化に関する研究開発
期間・費用	2年以内で合計2,000万円まで（各年度1,000万円を上限）
背景	<ul style="list-style-type: none"> これまでの砂浜の侵食対策は、各地で侵食による深刻な影響が発生してから対策に着手するなど、後追い的に対策が行われてきたが、今後は、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮した上で、将来の変化を予測し、その予測に基づき対策を実施する、順応的な砂浜管理が求められている。 気候変動による外力の変化は流砂系全体の土砂移動に影響しうるものであることから、これからの砂浜の侵食対策は海岸での外力変化とともに流砂系の変化を考慮して検討する必要がある。
技術研究開発の内容	<ul style="list-style-type: none"> 実務に使われている海岸地形変化の計算手法には、以下の課題があり、それらを漂砂量係数等の調整により対応している現在の計算手法では海岸地形の将来予測の精度に一定の限界がある <ul style="list-style-type: none"> ➤ 浮遊砂の影響など粒径の効果が十分に考慮されていない ➤ 海岸保全施設等による局所的な地形変化の評価方法が未確立 ➤ 沖合方向の土砂の損失量の評価方法が未確立 上述の課題を解決し、海岸地形の予測精度を向上させることで、より効果的な養浜や海岸保全施設の整備や気候変動による外力の変化に応じた将来予測が可能となるように、既存モデルの組合せや改良等を通じた海岸地形変化の計算手法の高度化に関する研究開発を行う。 なお、本研究では、実務への適用を念頭に、数kmに及ぶ砂浜海岸において、気候変動による海岸への供給土砂量の変化を境界条件として仮定し、30年～50年先の海岸地形変化の予測を行う手法を対象としている。
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動等による外力の変化や海岸保全施設等による海浜流・地形の局所的な変化等を考慮した、長期的かつ広域的な土砂収支が評価できる実

	用的な手法の開発
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> 研究代表者の年齢は50才未満とする。 本研究の成果は、国土交通省の海岸事業に活用可能なものとする。 以下の水管理・国土保全局所管の直轄海岸のうちいずれか1海岸において、本手法の適用性の確認・評価を行うものとする。その際、国が所有する地形測量データ等を用いて既存モデルとの比較を行い検証を行うものとする。 <p>【直轄海岸】 胆振海岸（北海道）／仙台湾南部海岸（宮城県）／西湘海岸（神奈川県）／新潟海岸（新潟県）／下新川海岸（富山県）／石川海岸（石川県）／富士海岸、駿河海岸（静岡県）／東播海岸（兵庫県）／皆生海岸（鳥取県）／高知海岸（高知県）／宮崎海岸（宮崎県）</p>

5.2.2. スケジュール

令和2年10月12日	公募開始
令和2年11月30日	公募締切
令和2年12月	書面審査
令和2年12月21日（予定）	選定審査
令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和3年12月～令和4年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和4年3月	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和5年6月	事後評価（ヒアリング）

5.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表5-1のとおりです。なお、評価時における評価基準は、5.2.4のとおりです。

表 5-1 海岸技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式海岸-2	海岸技術分野公募 応募様式（その1）	2枚以内

様式海岸-3	海岸技術分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
様式海岸-4	海岸技術分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
様式海岸-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
様式海岸-6	研究年度（令和3年度）の必要経費概算	1枚
様式海岸-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚
様式海岸-8	応募概要DB	1枚

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）*

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

(2) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式海岸-1～様式海岸-8はexcel, wordファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

1) 応募時

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：（表 5-1 の応募書類）令和2年11月30日（月）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価時・事後評価時

研究成果（中間・事後）については、表 5-4 に示す様式海岸-1、様式海岸-9 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」

を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式海岸-1、様式海岸-9 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式海岸-1、様式海岸-9、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとし

- す。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
 - 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
 - 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

5.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、ヒアリング審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 5-2 のとおりです。

表 5-2 海岸技術分野 応募書類 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法：河川技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和2年11月 結果：電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 (二次審査)	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和2年12月21日（予定） 対象：書面審査（一次審査）の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 5-3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 5-3 海岸技術分野（指定型課題） 採択にあたっての審査基準

(i) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
-----------	---------------------------------

(ii) 導入可能性	海岸行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か

5.2.5. 中間評価（参考）

研究年度内に中間評価を行います。研究成果について、表 5-4 に示す様式海岸-1、海岸-9 を提出いただく予定です。評価は、有識者からなる評価委員会において表 5-5 の視点から総合的に行われます。

中間評価においては、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、表 5-5 の審査基準に基づき、評価委員会が必要と判断した場合は委託額を減額し、または技術研究開発を打ち切る場合があります。

スケジュールは、以下の通りの予定です。

令和 3 年 12 月～3 月	中間評価（ヒアリング）
令和 4 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 4 年 3 月～5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 5 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 5 年 6 月	事後評価（研究が完了）

表 5-4 海岸技術分野 中間評価 提出書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式海岸-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

表 5-5 海岸技術分野 中間評価の審査基準

総合評価 ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり）</p> <p>c：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）</p>
---	--

<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <p>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。</p>	<p>a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <p>・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・研究成果を海岸行政へ導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。</p>

5.2.6. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

5.2.7. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

5.3. 継続課題

5.3.1. 技術研究開発課題

(1) 継続課題

令和2年度に採択された研究テーマ（指定型課題（地域課題））で、令和3年度も技術研究開発を行うものに限ります。

(1) 大規模な土砂移動を考慮した海浜変形予測技術の開発【継続課題】

課題名	大規模な土砂移動を考慮した海浜変形予測技術の開発
期間・費用	2年で合計600万円まで各年度300万円を上限
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠浅の海岸では、砕波帯での海浜流による漂砂に加え、沖合における海流等に起因する漂砂も海浜変形に影響を及ぼすこともある。 ・ 石川海岸では、砕波帯と沖合で漂砂の卓越方向が異なるなど、加越沿岸の大規模なスケールで土砂が循環しているとされている。 ・ 効果的な侵食対策を行うには、大規模な土砂移動を把握し、海浜変形を予測する必要があるが、現在使われている海浜変形モデルでは、海浜流による漂砂しか考慮できないため、土砂循環を精度よく予測することができない。
技術研究開発の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠浅の海岸で生じている、沖合を含めた大規模な土砂移動を考慮した海浜変形を予測し、効果的・効率的な侵食対策を実施できるようにするため、石川海岸及びその周辺の海岸をモデルケースとして、土砂移動を考慮した海浜変形の予測モデルを開発する。
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究代表者の年齢は50才未満とする。 ・ 水管理・国土保全局所管の石川海岸及びその周辺の海岸を対象として、国が所有する地形測量データ、海象データ（波高、波向、風向、風速、潮位）等を用いて検証を行うものとする。 ・ 本技術研究開発の成果は、国土交通省の海岸事業に活用可能なものとする。 ・ 北陸地方整備局及び金沢河川国道事務所等と連携して研究を実施すること。 ・ 必要に応じて、国土交通本省、国土技術政策総合研究所とも情報交換を行いながら研究を実施すること。

5.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年3月2日（予定）

中間評価（ヒアリング）

令和 3 年 3 月	採択の可否決定、公表
令和 3 年 3 月～令和 3 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 4 年 6 月（令和 3 年度で研究が完了する場合）	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

5.3.3. 審査書類

応募書類、提出書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表 5-6、表 5-7 のとおりです。

表 5-6 海岸技術分野 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	様式申請票	応募・審査書類申請票	1 枚
	様式海岸-2	海岸技術分野公募 応募様式（その 1）	2 枚以内
	様式海岸-3	海岸技術分野公募 応募様式（その 2）	3 枚以内
	様式海岸-4	海岸技術分野公募 応募様式（その 3）	1 枚以内
	様式海岸-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式海岸-6	研究年度（令和 2 年度）の必要経費概算	1 枚
	様式海岸-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚
	様式海岸-8	応募概要 DB	1 枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

表 5-7 海岸技術分野 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
海岸技術分野	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式海岸-9	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9 枚程度
	—	報告書（契約図書による）	
	—	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

※なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出方法

電子データ（様式海岸-1～様式海岸-9はexcel, wordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 審査書類等の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表5-6の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：海岸技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価・移行評価・事後評価

研究成果（中間・事後）については、表5-7の様式海岸-1様式海岸-9を提出して下さい。提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限：
様式海岸-1、様式海岸-9とし提出期限は別途連絡します。
報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。

- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料 3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとしません。
- 6) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはありません。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

5.3.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 5-8 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の 12 月～3 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 5-8 海岸技術分野 中間評価の評価基準

<p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b : コメントに留意の上、引き続き研究を</p>
---	--

	<p>推進する。(コメントあり)</p> <p>c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <p>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。</p>	<p>a : 適切であった。</p> <p>b : 概ね適切であった。</p> <p>c : 不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <p>・計画通りの研究成果が期待できるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。</p> <p>b : 概ね期待できる。</p> <p>c : 期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <p>・研究成果を海岸行政へ導入、活用することが可能であるか。</p>	<p>a : 十分期待できる。</p> <p>b : 概ね期待できる。</p> <p>c : 期待できない。</p>

(2) 事後評価

事後評価については表 5-9 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

表 5-9 海岸技術分野 事後評価の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B : 一定の研究成果があった。(コメントあり)</p> <p>C : 研究成果があったとは言い難い。(コメントあり)</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a : 十分達成した。</p> <p>b : 概ね達成した。</p> <p>c : 達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究計画</u></p> <p>・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a : 適切であった。</p> <p>b : 概ね適切であった。</p> <p>c : 不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 技術革新性</u></p> <p>・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。</p>	<p>a : 十分推進することができた。</p> <p>b : 概ね推進することができた。</p> <p>c : 不十分</p>
<p><u>(2) 導入可能性</u></p>	<p>a : 十分期待できる。</p>

・研究成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
--	-----------------------------

5.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、移行評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

5.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

6. 地域課題分野公募要領

6.1. 河川 (H31 採択課題)

6.1.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通して共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

6.1.2. 新規課題

令和 3 年度の新規課題の募集はありません。

6.1.3. 継続課題

6.1.3.1. 技術研究開発課題

平成 31 年度以前に採択された研究テーマで令和 3 年度も継続して技術研究開発を行うものに限りです。

6.1.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の 1 か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和 3 年 3 月 2 日 (予定)	中間評価 (ヒアリング)
令和 3 年 6 月 (令和 2 年度で研究が完了する場合)	事後評価 (ヒアリング) (研究が完了)
令和 3 年 3 月 (令和 3 年度も研究が継続する場合)	継続の可否決定、公表
令和 3 年 3 月～令和 3 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 4 年 6 月 (令和 3 年度で研究が完了する場合)	事後評価 (ヒアリング) (研究が完了)

6.1.3.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。 審査書類は表 6-1、表 6-2 のとおりです。

表 6-1 地域課題分野 (河川) 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野 (河川)	別紙地河-I	審査書類提出票	1 枚
	様式地河-1	地域課題分野公募 (河川) 応募様式 (その 1)	1 枚
	様式地河-2	地域課題分野公募 (河川) 応募様式 (その 2)	2 枚

	様式地河-3	地域課題分野公募 (河川) 応募様式 (その 3)	1 枚
	様式地河-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地河-5	研究年度 (令和○年度) の必要経費概算	1 枚
	様式地河-6	研究者データ (共同研究者を含む全員分)	各 2 枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

表 6-2 地域課題分野 (河川) 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (河川)	様式地河-7	研究概要・成果の要旨	1 枚
	様式地河-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10 枚
	—	報告書 (契約図書による)	
	—	その他 (契約図書による)	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい (既存のパンフレット等でも結構です)。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

なお、令和 2 年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出方法

電子データ (様式地河-1～様式地河-8 は word ファイルの形式) で、メールにより提出して下さい。

(3) 審査書類等の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 6-1 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：河川技術部門 河川砂防技術研究開発公募 担当係

2) 中間評価・事後評価

研究成果 (中間・事後) については、表 6-2 の様式地河-7～様式地河-8、及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式 (CD-R 等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限 (中間)：

様式地河-7～様式地河-8 とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式地河-7～様式地河-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和2年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料3〉の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとしま

す。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.1.3.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 6-3 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

※研究成果（中間）については、随時、評価委員会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 6-3 地域課題分野（河川） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。(コメントあり) c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(2) 事後評価

事後評価については表 6-4 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（事後）については、随時、評価委員会が指定する学会等での発表をお願いします。

表 6-4 地域課題分野（河川） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：一定の研究成果があった。（コメントあり） C：研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の若手研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

6.1.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.1.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経費率（30%）を上限とする。）
- ・備品（1点 50,000 円以上で長期の反復使用に耐える物品。ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品。）は原則として計上できません。ただし、購入の必要性、経済性等の観点から計上を認める場合もあります。

備品の購入を計画されている場合は、応募書類の必要経費概算には借料及び損料の欄に購入費を記入し、積算内訳欄に物品名及び＜購入＞と記載して下さい。

備品購入の可否については、委託契約締結前に地方整備局等と協議を行い、決定するものとします。

※備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（地方整備局等）へ返還することになります。

6.2. 砂防

6.2.1. 公募概要

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通し共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、F S 型という）の2種類があります。平成31年度以前に採択している地域課題は一般型に属するものとします。

a) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究です。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

6.2.2. 一般型（新規課題）

6.2.2.1. 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体のフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

○砂防関係事業等の技術的な課題例

- ・砂防関係工事に関する技術研究開発
 - ・土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発
 - ・生態系・景観など溪流環境の向上に関する技術研究開発
 - ・総合的な土砂管理に関する技術研究開発
- 等

6.2.2.2. スケジュール

令和2年10月12日	公募開始
令和2年11月30日	公募締切
令和3年2月中旬	選定審査（書面）
令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
別途通知	次年度応募に係る様式提出 (様式地砂-1～地砂-8)

令和4年以降	選定審査（書面）
令和4年1月～令和4年2月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和5年1月～令和5年2月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和6年5月	事後評価（ヒアリング）（研究が完了）

6.2.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 6-5 のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、6.2.3.3、6.2.3.4 のとおりです。

表 6-5 地域課題分野（砂防） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野（砂 防）	別紙地砂-I	応募書類申請票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その1）	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その2）	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その3）	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

- A) 法人の概要 1部
- B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

(2) 提出部数

募様式の提出部数は、印刷物1式（正1部、写1部）及び電子データ（提出データはwordファイル等加工が可能な形式でCD-R等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

(3) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：（表 6-5 の応募書類）令和2年11月30日（月）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使

用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.2.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 6-6 のとおりです。

表 6-6 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

審査（書面）	方法：砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和3年1月～2月 結果：砂防技術評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
--------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 6-7 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 6-7 地域課題分野（砂防） 審査基準

(i) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か F S 研究における事前調査事項や整理すべき事項は適切か

6.2.2.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.2.2.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完

成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）
- ・備品（1点50,000円以上で長期の反復使用に耐える物品。ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品。）は原則として計上できません。ただし、購入の必要性、経済性等の観点から計上を認める場合もあります。

備品の購入を計画されている場合は、応募書類の必要経費概算には借料及び損料の欄に購入費を記入し、積算内訳欄に物品名及び「購入」と記載してください。

備品購入の可否については、委託契約締結前に地方整備局等と協議を行い、決定するものとします。

※備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（地方整備局等）へ返還することになります。

6.2.3. 一般型（継続課題）

6.2.3.1. 技術研究開発課題

令和2年度以前に採択された研究テーマで令和3年度も継続して技術研究開発を行うものに限りです。

6.2.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年1月～令和3年2月頃	中間評価（ヒアリング）
令和3年3月	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
令和4年2月	中間評価（ヒアリング）
令和4年3月（次年度に継続して応募する場合）	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き

契約締結後
令和4年5月

委託契約による技術研究開発の実施
事後評価（ヒアリング）（研究が完了する場合）

6.2.3.3. 審査書類・提出書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。 審査書類は表 6-8、表 6-9 のとおりです。

表 6-8 地域課題分野（砂防） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野 (砂防)	別紙地砂-I	審査書類提出票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その1）	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その2）	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募（砂防） 応募様式（その3）	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度（令和○年度）の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

表 6-9 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	—	報告書（契約図書による）	
	—	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出部数

電子データ（様式地砂-1～様式地砂-8 は word ファイルの形式で、メールにより提出して下さい）。

（3）審査書類等の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 6-8 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価・事後評価

研究成果（中間・事後）については、表 6-9 の様式地砂-7～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

契約図書に規定する成果品の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物 2 部、電子データ 1 式（CD-R 等）」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：
様式地砂-7～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。
報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・提出期限（事後）：
様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

（4）応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（5）秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

（6）注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。

- 2) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはありません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.2.3.4. 中間評価・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 6-10 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の 12 月～2 月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 6-10 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<ul style="list-style-type: none"> a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : 指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c : 指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き）
--	---

	d : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>I. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>II. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

(2) 事後評価

事後評価については表 6-11 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 5 月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 6-11 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	<p>A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>C : 一定の研究成果があった。</p> <p>D : 研究成果があったとは言い難い。</p>
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	<p>a : 十分達成した。</p> <p>b : 概ね達成した。</p> <p>c : 達成しなかった。</p>
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	<p>a : 適切であった。</p> <p>b : 概ね適切であった。</p> <p>c : 不適切であった。</p>
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	<p>a : 十分推進することができた。</p> <p>b : 概ね推進することができた。</p> <p>c : 不十分</p>
<u>(2) 新規性・将来性</u>	<p>a : 十分期待できる。</p>

・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	b：概ね期待できる。 c：期待できない。
---	-------------------------

6.2.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.2.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）
- ・備品（1点 50,000 円以上で長期の反復使用に耐える物品。ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品。）は原則として計上できません。ただし、購入の必要性、経済性等の観点から計上を認める場合もあります。

備品の購入を計画されている場合は、応募書類の必要経費概算には借料及び損料の欄に購入費を記入し、積算内訳欄に物品名及び＜購入＞と記載してください。

備品購入の可否については、委託契約締結前に地方整備局等と協議を行い、決定するものとします。

※備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（地方整備局等）へ返還することになります。

6.2.4. FSスタート (新規課題)

令和3年度の新規課題の募集はありません。

6.2.5. FSスタート (移行課題)

6.2.5.1. 技術研究開発課題

令和2年度に採択された研究テーマ (FS研究) で、令和3年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限りです。

※令和2年度FS研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・生産土砂量の定量評価手法の高度化に関する研究開発
- ・斜面・溪岸からの土砂供給が山地河川の土砂動態に及ぼす影響評価手法の研究開発

6.2.5.2. スケジュール

令和3年1月～令和3年2月頃	移行評価 (書面・ヒアリング)
令和3年3月	移行の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
令和4年2月	中間評価 (ヒアリング)
令和4年3月 (次年度に継続して応募する場合)	継続の可否決定、公表
令和4年3月～令和4年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和4年5月	事後評価 (ヒアリング) (研究が完了する場合)

6.2.5.3. 審査書類・提出書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 6-12 のとおりです。

表 6-12 地域課題分野 (砂防) 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野 (砂防)	別紙地砂-I	審査書類申請票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募 (砂防) 応募様式 (その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募 (砂防) 応募様式 (その2)	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募 (砂防) 応募様式 (その3)	1枚

	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度（令和〇年度）の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

※過年度の提出書類を更新して提出してください。

表 6-13 地域課題分野（砂防） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	—	報告書（契約図書による）	
	—	その他（契約図書による）	

(1) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出方法

電子データ（様式地砂-1～様式地砂-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

(3) 審査書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

- ・提出期限：表 6-12 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

2) 中間評価・事後評価

研究成果（中間・事後）については、表 6-13 の様式地砂-7～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

契約図書に規定する成果品の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式（CD-R等）」

を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・ 提出期限（中間）：
様式地砂-7～様式地砂-8 とし提出期限は別途連絡します。
報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・ 提出期限（事後）：
様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで
- ・ 提出先：地方整備局等 委託契約担当者

(4) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 2 年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めま

せん。

- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.2.5.4. 中間審査・事後評価

(1) 中間評価

中間評価については表 6-14 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度課題について委託年度の12月～2月に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	---

※研究成果（中間）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 6-14 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<p>a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。</p> <p>b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり）</p> <p>c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き）</p> <p>d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。</p>
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画通りの研究成果が期待できるか。 	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>
<p><u>III. 研究成果の導入、活用可能性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。 	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

(2) 事後評価

事後評価については表 6-15 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度 5 月以降に実施 ・評価委員会によるヒアリング評価
------	--

※研究成果（事後）については、随時、学会等での発表をお願いします。

表 6-15 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
<u>I. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>II. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>III. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

6.2.5.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.2.5.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・旅費交通費（打ち合わせ旅費、現地調査旅費、報告会旅費）
- ・消耗品費（現地調査用消耗品費）
- ・借料及び損料（移動用の車両経費、現地仮施設等の経費）
- ・印刷製本費（報告書、資料等の印刷）
- ・通信運搬費（GPS 通信料）
- ・賃金（データ・資料整理等の役務の提供に要する経費）
- ・諸経費（委託研究処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上することとし、直接費×諸経费率（30%）を上限とする。）
- ・備品（1点50,000円以上で長期の反復使用に耐える物品。ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品。）は原則として計上できません。ただし、購入の必要性、経済性等の観点から計上を認める場合もあります。

備品の購入を計画されている場合は、応募書類の必要経費概算には借料及び損料の欄に購入費を記入し、積算内訳欄に物品名及び＜購入＞と記載してください。

備品購入の可否については、委託契約締結前に地方整備局等と協議を行い、決定するものとします。

※備品は、原則、本委託研究終了後に委託者（地方整備局等）へ返還することになります。

6.3. 河川生態

6.3.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる研究成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S 研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S 研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

6.3.2. F S 研究（新規課題）

6.3.2.1. 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

なお、国土交通省が管理する水系をフィールドとして、以下の研究を行います。ただし、研究の実施にあたっては、国土交通省関係の事務所と連携を図るものとします。

国土交通省が管理する河川における災害対策の効果がある河川事業が河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的として、F S 研究課題を設定します。

【F S 研究課題】

河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究

課題名	河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究
期間・費用	【F S 研究：原則1年以内 費用負担限度額：年間500万円】

	【一般研究：研究期間：原則5年以内（この5年にはFS研究は含みません）、費用負担限度額：年間1,500万円】
公募課題	<ul style="list-style-type: none"> 河川生態系は、本流支流や上下流など縦断方向の連続性や、河原・遊水地・霞堤など横断方向の連続性、さらには周辺部との連続性から成り立ち、それら構造の要素が絡み合うことで機能し、維持されていると考えられる。 近年、災害が激甚化し、洪水による攪乱や、大規模復旧事業の実施により、河川生態系の連続性が分断される事象が発生する中、その連続性を回復・保全させながら、治水機能を向上させていくことが、今後の河川整備において重要な観点となっている。 そこで、河川生態系の縦断方向・横断方向さらには周辺部との連続性の実態を解明し、分断のインパクトが発生した場合の回復・保全の方策について検討し、もって河川整備に資する研究を公募する。
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> 地域毎の特性を考慮し研究するものであるが、研究成果について、全国的な活用への発展性にも考慮しながら研究すること。 研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。 生態学分野と河川工学分野の研究が含まれる研究体制であること。 将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制であること。

6.3.2.2. スケジュール

令和2年10月12日	公募開始
令和2年11月30日	公募締切
令和2年12月（予定）	書面審査（一次審査）
令和3年1月（予定）	ヒアリング審査（二次審査）
令和3年3月（予定）	採択の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
別途通知	移行評価に係る様式提出
令和4年1月～令和4年2月	一般研究（新規）への移行評価（ヒアリング）
令和4年3月（予定）	移行の可否決定、公表

6.3.2.3. 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 6-16 のとおりです。

表 6-16 地域課題分野（河川生態） 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野（河 川生態）	別紙地生-I	応募書類申請票	1 枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 1）	1 枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 2）	4 枚以内 （※）
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その 3）	2 枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地生-5	研究年度（令和〇年度、一般研究第〇年目）の必要 経費概算	1 枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚

（※）FS 研究の内容 1 枚、一般研究の内容 3 枚以内の計 4 枚以内

（1）添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

（2）提出部数

応募様式の提出部数は、印刷物 1 式（正 1 部、写 1 部）及び電子データ（提出データは word ファイル等加工が可能な形式で CD-R 等の電子媒体に保存して提出すること）とします。

（3）応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

・提出期限：（表 6-16 の応募書類）令和 2 年 11 月 30 日（月）必着※

※：FS 研究（新規課題）に関する提出期限

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

（4）応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 平成 30 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.3.2.4. 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査・ヒアリングを行います。審査の方法、時期、結果等は表 6-17 のとおりです。

表 6-17 地域課題分野（河川生態） 応募課題 審査内容

書面審査 (一次審査)	方法：河川生態委員会による応募書類の審査 時期：(FS 研究) 令和 2 年 12 月（予定） 結果：12 月中旬～12 月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連
----------------	--

	絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
ヒアリング審査 （二次審査）	方法：河川生態委員会によるヒアリング プレゼンテーションソフトを用いた説明をお願いします。 時期：（FS 研究）令和3年1月（予定） 対象：書面審査（一次審査）の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 6-18 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 6-18 地域課題分野（河川生態） 審査基準

(i) 課題解決性	河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する適切な研究か（課題解決に向けた具体的な方向性と調査事項が示されていることが望ましい）
(ii) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
(iii) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

6.3.2.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.3.2.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。成果については、表 6-19 に示す書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-IV）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- 直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）
- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
 - ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
 - ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
 - ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）
- 諸経費（上記の直接費×諸経费率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 6-19 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

6.3.3. 一般研究（FS研究からの移行課題）

6.3.3.1. 技術研究開発課題

令和2年度に採択された研究テーマ（FS研究）で令和3年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限りです。

※令和2年度FS研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・大規模な洪水攪乱下での河川構造の複雑性の機能と河川生態系の保全・回復に関する研究

6.3.3.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年1月～令和3年2月	移行評価（書面・ヒアリング）
令和3年3月（予定）	移行の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和3年11月～令和3年12月	研究集会での発表
令和4年1月（予定）	継続課題の様式提出
令和4年1月～令和4年2月	中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表 （次年度に継続して応募する場合）

6.3.3.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表6-20のとおりです。

表 6-20 地域課題分野（河川生態） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（河川生態）	別紙地生-1	応募書類申請票	1枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その1）	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その2）	6枚以内 （※）
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その3）	2枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地生-5	研究年度（令和○年度、一般研究第○年目）の必要経費概算	1枚

様式地生-6	研究者データ (共同研究者を含む全員分)	各 2 枚
様式地生-7	成果の要旨	1 枚
様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況	2 枚
様式地生-9	自己評価結果 (研究代表者用)	1 枚

(※)当初計画時の内容 3 枚以内、今回提出時の内容 3 枚以内の計 6 枚以内とする。

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

(1) 添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい (既存のパンフレット等でも結構です)。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1 部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1 部

なお、令和 2 年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

(2) 提出方法

電子データをメールにて提出して下さい。

(3) 審査書類の提出期限及び提出先

1) 提出時

・提出期限：表 6-20 の応募書類の提出期限は別途連絡します*。

※ 一般研究 (FS 研究からの移行課題) に関する提出期限

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

・E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

(4) 審査書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表すること

があります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 2 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.3.3.4. 移行評価

F S 研究については、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。評価は、有識者からなる評価委員会において表 6-21 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

なお、移行評価の結果、F S 研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S 研究から一般研究（新規）への移行を決定します。

移行評価	<ul style="list-style-type: none">・平成 31 年度 F S 研究が対象・書面，ヒアリング：令和 3 年度 1 月～2 月（予定）に実施・河川生態委員会による評価・プレゼンテーションソフト等を用いた説明
------	---

表 6-21 地域課題分野（河川生態） 移行評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>・以下の項目を総合的に評価</p>	<p>a：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。</p> <p>b：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。</p> <p>c：一定の研究成果があった。</p> <p>d：研究成果があったとは言い難い。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>・当初の目標を達成することができたか。</p>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究計画</u></p> <p>・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。</p>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：概ね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 課題解決性</u></p> <p>・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決を図る実施計画案を策定することができたか。</p>	<p>a：課題解決が図られる見込みが十分ある。</p> <p>b：課題解決が概ね図られる見込みがある。</p> <p>c：課題解決が必ずしも図られるとは限らない。</p>
<p><u>(2) 新規性・将来性</u></p> <p>・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。</p>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>

6.3.3.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.3.3.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 6-22 に示す

書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-IV）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経费率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 6-22 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

6.3.4. 一般研究（継続課題）

6.3.4.1. 技術研究開発課題

令和2年度以前に採択された研究テーマで令和3年度も継続して技術研究開発を行うものに限りません。

※令和2年度一般研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- ・河川・湖沼における大規模な水位変動が陸域・海域との連続性を含めた生態系に及ぼす影響の解明と防災・減災も意識した健全な生態系の保全・再生の手法に関する研究
- ・河川事業が生物の生息・生育・繁殖さらに河川生態系に与えた影響およびその評価に関する実例の解析とこれらの知見に基づく改善に関する研究
- ・気候変動（地球規模から局地的なものまでを含む）などの影響による降雨や洪水の発生状況の変化、あるいは大規模な地震や土砂崩壊などに伴う、「大型攪乱」による棲息場所の「破壊」などの河川における変形が、生物の生息・成育・繁殖さらには生態系に与える影響の総合的研究

6.3.4.2. スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和3年1月～令和3年2月	中間評価（書面・ヒアリング）
令和3年3月（予定）	継続の可否決定、公表
令和3年3月～令和3年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和3年11月～令和3年12月	研究集会での発表
令和4年1月（予定）	継続課題の様式提出
令和4年1月～令和4年2月	中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表

6.3.4.3. 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表6-23のとおりです。

表 6-23 地域課題分野（河川生態） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野（河川生態）	別紙地生-I	応募書類申請票	1枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その1）	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その2）	6枚以内 （※）

様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態） 応募様式（その3）	2枚
様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
様式地生-5	研究年度（令和〇年度、一般研究第〇年目）の必要経費概算	1枚
様式地生-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各2枚
様式地生-7	成果の要旨	1枚
様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況	2枚
様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）	1枚

（※）当初計画時の内容3枚以内、今回提出時の内容3枚以内の計6枚以内とする。

※過年度の提出書類を更新して提出して下さい。

（1）添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい（既存のパンフレット等でも結構です）。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について、添付書類を提出して下さい。

A) 法人の概要 1部

B) 研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等 1部

なお、令和2年度以前に採択された研究テーマについては、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

（2）提出方法

電子データをメールにて提出して下さい。

（3）審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表 6-23 の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail： hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

（4）応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

(6) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 2 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

(7) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

6.3.4.4. 中間評価・事後評価

中間評価・事後評価は、有識者からなる評価委員会において表 6-24、表 6-25 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては研究を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度一般研究（継続）が対象 ・書面・ヒアリング：令和3年1月～2月（予定）に実施 ・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明
事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・技術研究開発完了年度の翌年度4月以降に実施 ・河川生態委員会による評価 ・プレゼンテーションソフト等を用いた説明

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は郵送とします。

・提出期限：

＜中間評価＞

（表 6-23 の中間評価提出書類）

様式地生-7、地生-8、地生-9 の提出期限は別途連絡します。

＜事後評価＞

（表 6-23 の事後評価提出書類）

様式地生-7、地生-8、地生-9 委託研究実施期間の末日まで

（表 6-26 の事後評価提出書類）

契約図書に規定する成果品、様式地生-10、地生-11 委託研究実施期間の末日まで

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

表 6-24 地域課題分野（河川生態） 中間評価結果の評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価 	<ul style="list-style-type: none"> a：研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b：指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。（指摘事項あり） c：指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。（指摘事項、条件付き） d：現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<p><u>I. 技術研究開発の進捗状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<p><u>II. 研究成果の見通し</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> a：十分期待できる。

・計画通りの研究成果が期待できるか。	b：概ね期待できる。 c：期待できない。
<u>Ⅲ. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

表 6-25 地域課題分野（河川生態） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A：研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B：研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C：一定の研究成果があった。 D：研究成果があったとは言い難い。
<u>Ⅰ. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a：十分達成した。 b：概ね達成した。 c：達成しなかった。
<u>Ⅱ. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a：適切であった。 b：概ね適切であった。 c：不適切であった。
<u>Ⅲ. 研究成果</u>	
<u>（１）課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a：十分推進することができた。 b：概ね推進することができた。 c：不十分
<u>（２）新規性・将来性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a：十分期待できる。 b：概ね期待できる。 c：期待できない。

6.3.4.5. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

(2) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

6.3.4.6. 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 6-26 に示す書類を契約機関に提出してください。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生-IV）を参照してください。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

○直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

○諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 6-26 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果 提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 （河川生態）	-	報告書（契約図書による）	-
	-	その他（契約図書による）	-
	様式 G 地生-10	河川砂防技術研究開発【成果概要】 （最終年のみ）	10 枚程度
	様式 G 地生-11	河川砂防技術研究開発【成果の要点】 （最終年のみ）	4 枚

<別添資料 1 >

国土技術政策総合研究所 委託研究契約書 (例)

委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

委託料の限度額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○
(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、
次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、委託研究実施要領 (以下「実施要領」という。)に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間 (以下「実施期間」という。)までに、頭書の委託研究 (以下「委託研究」という。)を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 3 条 乙は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 乙は、委託研究の一部 (「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき (以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない (再委託先が委託先の子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 乙が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その

責任を乙が負うものとする。

- 6 乙は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（履行体制の把握）

第 4 条 乙は、前条第 3 項及び第 6 項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第 4 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書の変更等）

第 5 条 乙は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。
3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託研究の内容の変更等）

第 6 条 甲は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。
4 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（実施期間の延長等）

第 7 条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引渡）

第 9 条 乙は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から

- 1 0日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 乙は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年2.6パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（知的財産権の範囲）

- 第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
 - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第12条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により甲に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を乙から譲り受けないことができるものとする。
- 一 乙は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

- 二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
- 四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 五 乙は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
- 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が甲に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
- 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の管理)

- 第13条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、甲の指示に従い、乙は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。
- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
- 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 甲は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託研究に係る甲の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、甲より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

(知的財産権の報告)

- 第14条 乙は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（平成〇年度国土技術政策総合研究所「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。

- 5 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の移転)

第15条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を甲以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社という。)に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第16条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項、第18条及び第19条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の放棄)

第17条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

- 2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に移転する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(ノウハウの指定)

第19条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第20条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第21条 乙は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と

協議の上、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除及び違約金等）

第 2 2 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 三 「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」（平成 30 年 4 月 16 日国総研達第 2 4 号）に規定する研究活動の不正行為を行ったと認められるとき。
 - 四 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 20 年 10 月 21 日国土交通省制定）等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。
 - 五 乙（乙が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（委託料の経理及び監査）

第 2 3 条 乙は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類（以下「証拠書類等」という。）に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

- 2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 乙は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第 2 四半期及び第 3 四半期終了後 30 日以内に甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 乙は、第 1 項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第 2 4 条 乙は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（成果の公表）

第 25 条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議するものとする。

二 乙は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。

三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（補 則）

第 26 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市旭 1 番地
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○ 印

乙 住所
氏名 印

<別添資料2>

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇研究〇〇大学

〇〇の〇〇研究〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合には、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体

代表者

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

<別添資料3>

申請事項変更届

令和____年____月____日

殿

研究代表者：_____

所属：_____

役職：_____

E-mail:_____

_____の変更について（河川砂防技術研究開発公募：_____分野）

_____が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：_____

変更の内容：_____

変更の理由：（_____）による

その他：

申請事項変更届

令和〇年〇月〇日

〇〇地方整備局
〇〇 〇〇 殿

研究代表者：国土 太郎
所属： 〇〇大学
役職： 教授
E-mail: xxxx@xxxx.ac.jp

所属 の変更について（河川砂防技術研究開発公募： 河川技術・流域管理 分野）

研究代表者である私、国土太郎の所属 変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（6）注意事項の5）に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名： 〇〇〇〇〇〇に関する技術研究開発

変更の内容：研究代表者の 所属 を △△大学 より 〇〇大学 に変更

変更の理由：（ 令和元年〇月〇日付け人事異動）による

その他：

前所属である△△大学、新所属である〇〇大学及び共同研究者に上記内容を了解いただいております。研究の実施体制に影響はありません。